

令和4年度 集団指導

～共通編～



練馬区 福祉部

指導検査担当課 障害福祉サービス検査係



説明内容



- 1 集団指導の受講方法
- 2 集団指導の目的
- 3 虐待防止マニュアルの定期的な見直し
- 4 身体拘束等の適正化の推進
- 5 業務継続計画（BCP）、感染症等まん延防止措置
～ 経過措置期間の終了時期 ～

1 集団指導の受講方法

集団指導の受講方法



- ◎ 練馬区ホームページより、資料をダウンロード
- ◎ 共通編・サービスカテゴリー編・請求編にある動画を視聴し受講する。【3つで1セット】
- ◎ 電子申請システムにより、受講報告をする。

2 集団指導の目的

障害福祉サービス事業者等に対し、運営等の基準や給付の請求等に関する情報を提供することにより、業務の理解を深めるとともに、更なるサービスの質の向上を旨指すことを目的としています。



3 虐待防止マニュアル の定期的な見直し

虐待防止マニュアルの必要項目について

虐待防止マニュアルに、以下の3項目が含まれているか？

- 1 虐待の5類型【身体的、性的、心理的、放棄・放置、経済的】
- 2 自治体への虐待の通報義務
- 3 虐待通報先について

- ◆ 虐待の通報義務について「障害者虐待」の通報義務の内容が、正しく記載されているか？
- ◆ 虐待通報先が、正しい通報先名称、連絡先、確認方法等になっているか？

障害者虐待における通報義務

障害者虐待の場合

「障害者が虐待を受けた
のではないか」との疑い
事実確認できなくとも、
発見者に



自治体の通報先への
「通報義務」

★ 「努力義務」規定はなく、「通報義務」のみ！！

虐待通報先

【虐待通報先】⇒利用者の支給決定を行う自治体が窓口

■ **練馬区** が支給決定を行っている利用者の場合

通報先：「練馬区障害者虐待防止センター」

※ 24時間受付

TEL：03-5984-1334

FAX：03-5984-4721

★ 事業者内部の相談・報告先のみではなく、自治体の虐待通報先もわかるよう記載する !!

虐待通報先

【虐待通報先】⇒利用者の支給決定を行う自治体が窓口

■ **練馬区以外** で支給決定を行っている利用者の場合

通報先：該当の自治体の障害者虐待防止センター等

TEL：△△-〇〇〇〇-△△△△

FAX：△△-〇〇〇〇-××××

※ **東京都内自治体の窓口一覧** 「東京都障害者サービス情報」
書式ライブラリー > B 権利擁護 > 障害者虐待防止法関連
> 通報・届出窓口一覧（区市町村分）

4 身体拘束等の適正化の推進

(注) 就労定着支援、自立生活援助、相談支援系サービス
について、本項目は対象外

- ※ 令和4年度より義務化
- ※ 現在、やむを得ず身体拘束等を行うことがない場合
でも、義務化された措置を講じる必要があります。

身体拘束等の適正化に係る運営基準

令和4年度より義務化

※ ①のみ、訪問系サービス以外のサービスでは、以前よりすでに義務化されている

- ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由等の記録
- ② 対策を検討する委員会^①の定期的な開催、検討結果の従業者への周知
- ③ 身体拘束等適正化のための指針^②の整備
- ④ 従業者への定期的な研修^③の実施（新規採用時は、必須。）

①-1 身体拘束等の原則禁止

【基準省令】

サービス提供に当たって、利用者または他の利用者の生命または身体の保護のため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等をしてはいけない。

※身体拘束等とは ⇒ 障害者の身体の機能や行動を制限する目的で行われる各種行為

＜例＞

- 他害の恐れがある利用者を、別室に閉じ込めて、施錠する
- 不穏行動があるため、向精神薬を過剰に服用させ動けなくする

①-2 身体拘束等に当たるかは、一律には判断できない

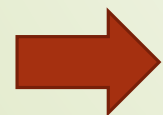
< 注意 !! >

座位保持装置として、障害者の身体の状態に合わせて変形や拘縮を防止し、体幹を安定させる目的で使用するベルト・テーブル等

一律に「身体拘束」と判断するのは妥当ではない

その目的によって判断

一律に「身体拘束」と判断し、過度なベルト外しをする



むしろ虐待になる恐れ (× 不適切な支援)

①-3 身体拘束等に当たるのかは、目的で判断

【行為】 体幹機能障害の利用者 ベルト等で身体を固定

【目的】

A 移動時の安全確保や安定した姿勢を保つため等
(本来の目的・適切に使用)

B 正当な目的なし
(以前よりそうしているから、人手不足のため等)

【判断】

● 適切な支援

必要な際に、行わないと、むしろ「虐待」になり得る

× 不適切な身体拘束等・虐待の恐れ

何も検討せず、ベルトやテーブルをしたまま、長時間放置

①-4 身体拘束等に当たるのかは、目的で判断

【行為】 体幹機能障害の利用者 ベルト等で身体を固定

【目的】

- C 緊急やむを得ない理由
により、行動制限を
するため

【判断】

▲ やむを得ない身体拘束等

後述の3要件（切迫性・非
代替性・一時性）全て該当

- ◆ 利用者ごとの障害特性、心身の状況などを理解して、身体拘束等を行わない支援をすることが原則。
- ◆ しかし次ページの3要件の全てにあてはまる場合に、必要最低限の身体拘束等を行うことは、やむを得ないとされる。

①-5 やむを得ず身体拘束等を行う場合の3要件

切迫性

- 利用者本人または他の利用者等の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に、代替方法がない

一時性

- 身体拘束その他の行動制限が、一時的で、必要最低限の時間に限られたものであること

- ◆ 以上の3要件の全てにあてはまり、やむを得ず身体拘束等を行う場合でも、必要な手続を踏む必要がある。

①-6 やむを得ず身体拘束等を行う際の手続

(1) 組織による決定と、個別支援計画への記載

- 管理者や担当者等が出席する会議等で、組織として決定
- 計画には、身体拘束等の方法や時間、理由などを記載

(2) 本人、家族等への説明と同意

- 拘束等を行う理由、時間等を説明し、事前に同意を得る
(文書による同意であれば、同意を明確化できる)

(3) 必要な事項の記録

- 身体拘束等実施時に、その態様や時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由等、必要な事項を記録

①-6 身体拘束等の経過観察・再検討

必要な手続を踏んで、やむを得ず身体拘束等を行っている場合でも

⇒ 身体拘束等の必要性や方法について経過観察・再検討を続け、身体拘束等の解消方策等を探っていくことが重要

- ※ 経過観察・再検討を行った際は、結果を記録
- ◆ 実施日時
 - ◆ 検討会議等の参加者
 - ◆ 利用者の心身の状態等の観察・再検討結果 等

② 身体拘束適正化委員会

【基準省令】

身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- 身体拘束等の実施の有無に関わらず、設置・開催が必要（法人単位での設置も可）
- 定期的に開催し、記録を残す
※ また開催結果を、従業者に周知徹底していることが分かるようにすると良い。
- 虐待防止委員会と一体的に設置・開催することも可
※ ただし、両方の委員会を一体的に設置・開催した場合には、両方の委員会の内容を記録するように注意。

③ 指針の整備

【基準省令】

身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

＜ 指針に盛り込む項目 ＞

- (1) 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方
- (2) 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- (4) 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針
- (5) 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針
- (6) 利用者等 (※) に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- (7) その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

.....
(※) 利用者等→ 障害児通所支援では「障害児またはその家族等」

④ 定期的な研修の実施

【基準省令】

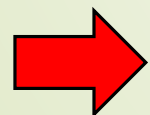
従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 定期的な研修の実施 (年1回以上、新規採用時には必須)
- 研修の実施内容の記録
- 身体拘束等の適正化研修を、虐待防止研修等と一体的に行うことも可能
 - ※ その場合には、研修の記録に、虐待防止研修の内容のみではなく、身体拘束等の適正化研修の内容も含めて記録

身体拘束廃止未実施減算について

- ① 身体拘束等を行う場合、その様態、時間、利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由等の記録
- ② 対策を検討する委員会の定期的な開催 (年1回以上) と検討結果の従業者への周知
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修 (年1回以上) の実施

①～④のいずれかを満たしていない場合



基本報酬を1日5単位 かつ 利用者全員分 **減算**

身体拘束廃止未実施減算の開始時期・対象サービス

訪問系サービス ①～④について、令和5年4月より **減算対象**

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

※ 移動支援（練馬区の支給決定分）

給付費の減算は、対象外（ただし基準は、準用される）

※ 移動支援（練馬区以外で支給決定分）

減算適用の有無などは、各自治体に確認してください

身体拘束廃止未実施減算の開始時期・対象サービス

その他のサービス

①については、**すでに減算対象**
②～④については、令和5年4月より **減算対象**

療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助
自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、
就労継続支援A型・B型、
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、
福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

5 業務継続計画（BCP）、 感染症等まん延防止措置

～その経過措置期間の終了時期～

経過措置期間の終了時期

令和3年度の省令改正の際の「経過措置期間（3年）」が令和5年度末で終了するもの

- 1 業務継続計画（BCP）の策定など
【自然災害編・感染症編の計画策定と研修・訓練】
- 2 感染症の予防およびまん延の防止のための措置

令和6年4月から義務化 ➡ 令和5年度中に準備が必要

求められる対応：「委員会・研修・訓練」の基準



・・・基準あり



(塗りつぶし)・・・基準なし

令和6年度から義務化 (経過措置3年)	委員会 設置・開催	定期的な 研修	定期的な訓練 (シミュレーション)
業務継続計画の策定など 【自然災害編・感染症編】		○	○
感染症等まん延防止措置	○	○	○

委員会の開催頻度や 研修・訓練の実施回数の基準は、各サービスによって異なります。

※ 各サービスカテゴリー編の動画や資料もご覧ください。

共通編は、以上です。

各サービスカテゴリの動画へ
お進みください。